

こ保運第127号  
令和2年4月8日

各保育・教育施設設置者 様  
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

### 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。  
保育・教育施設の職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ご自身の体調管理にも気を使われながら日々の保育にあたられていることに心より御礼申し上げます。皆様のおかげで、園児、保護者が安心して過ごすことができていると思います。緊急事態宣言が発出され、今後も様々な対応をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県等に出され、これを踏まえ、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下、実施方針）が示されました。

実施方針に基づき、県からは、「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和2年4月7日 次育第1076号）において、市町村に対し、県内の保育所等については、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いする旨が示されました。

一方、4月7日付の国からの事務連絡では、緊急事態宣言後の保育所等の対応について、都道府県から保育所の使用の制限等が要請されていない場合においても、市町村は、保育の提供を縮小して実施することを検討するとされ、この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対し、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられると示されています。

県の基本的な考え方及び国の事務連絡を踏まえ、本市として、市内の保育所等（※）においては引き続き原則開園をお願いします。併せて、一層の感染拡大防止のため、家庭での保育が可能な場合においては、期間中（令和2年4月8日から5月6日まで）保護者に登園を控えるようお願いすることとします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

なお、その際の利用料等については、以下の通りの取り扱いとしますので、よろしくお願いいたします。

今後の情報はメール等でもご連絡しますが、確実にご対応いただくため、市のホームページも随時ご確認ください。【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

## 1 園児の預かりについて【令和2年4月8日～5月6日】

- (1) 保育所等は引き続き、開園をお願いしますが、ご家庭での保育が可能な保護者について園児の登園を控えるようお願いするとともに、期間中の登園の意向を把握するため、保護者の皆様に対し、別添「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」及び「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」を配布してください。

なお、今回のお願いは、市として、保護者の皆様へ協力をお願いするもので、保育の利用を制限するものではありません。保育の利用を希望する方については、これまでどおり、園児を預かっていただくようお願いいたします。

※年度限定保育事業・一時保育事業・休日（一時）保育事業についても同様としてください。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭については、受け入れを原則としてください。なお、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

- (2) 施設の状況を迅速に把握し、保護者等からの問合せに的確に対応するため、令和2年4月10日（金）現在の園児の登園状況や「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」の提出状況を以下のページもしくはQRコードから報告してください。

【※切：令和2年4月13日（月）】



「保育・教育 感染症 横浜市」で検索

→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ

ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」の直下のリンクからご入力ください。

## 2 利用料（保育料）について【令和2年4月8日～5月6日】

期間中に、登園を控えた園児の保護者に対しては、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。（認定こども園（3号）・地域型保育事業・横浜保育室・年度限定保育事業におかれましては、一旦は通常どおり利用料の徴収を行って頂き、後日発出する市からの通知に基づいて還付をお願いいたします。）

なお、各施設におかれましては、期間中の利用者の登園状況の記録を、お願いいたします。

### 3 給食について【令和2年4月8日～5月6日】

#### (1) 給食の実施

期間中についても原則通常通り給食を提供していただくよう、お願いします。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、園の判断により、保護者の了解を得たうえで、昼食の持参をお願いすることも可能とします。

なお、その場合でも、おやつや延長保育の食事提供については、市販品を利用するなど、各園で対応をお願いします。

#### (2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例)

- ・差額を保護者へ返還する
- ・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる（デザート等）
- ・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

### 4 延長保育について【令和2年4月8日～5月6日】

登園をしなかった園児の保護者から事前に延長保育料等を徴収している場合は、各園において登園しなかった期間の延長保育料等を返還していただきますようお願いいたします。また、家庭での保育が難しいことを理由に園児を預かった場合については、延長保育の利用が必要最小限となるよう保護者に利用を控えていただくようお願いしてください。なお、延長保育事業にかかる助成費は通常通り支給します。

### 5 給付費・委託費等及び職員の給与について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行います。また、職員（常勤・非常勤を問わず）の給与に関しても、給付費・委託費等が通常通り支給されることを前提に、今月に予定されていた勤務表に基づいた給与をお支払いください

※年度限定保育事業・横浜保育室の助成金についても同様の取扱いとなります。

### 6 保育所等の体制について

登園する園児が一人もいない場合においても、最低1名の職員は配置を行うか、確実に連絡が取れる連絡先を明示するなど、保護者や市からの連絡が取れる体制をとってください。また、保育が必要になる園児が急に発生することも想定し、保育士を輪番で自宅待機させるなどの体制をとってください。

## 7 問合せについて

電話でのお問合せが非常に多いことが想定されるため、電子申請システムでお問合せを受け付けます。毎日17時を目安に、回答を市ホームページ上に掲載いたします。電子申請システムは、以下のページもしくはQRコードからアクセスしてください。

「保育・教育 感染症 横浜市」で検索  
→「保育・教育施設における感染症対策について」ページ  
ページ中ほど「新型コロナウイルス関連情報」横浜市からのお知らせ  
「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」  
の直下のリンクからご入力ください。



## 8 添付資料

- (1) 保護者の皆様への配布資料
  - ・「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」
  - ・「緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード」
- (2) 神奈川県からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について」（令和2年4月7日 次育第1076号）
- (3) 厚生労働省からの事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日）

### <担当連絡先>

#### 保育・教育運営課

【園児の預かりについて】	671-3564
【利用料について】	671-2709 (4/20～)671-0255
【延長保育について】	671-4464 (4/20～)671-3564
【給付費・委託費について】	671-4466(4/20～)671-0202/0204
【一時保育事業について】	671-3711 (4/20～)671-0234
【横浜保育室について】	671-3564

#### 保育・教育人材課

【給食について】	671-2397
----------	----------

#### 保育対策課

【年度限定保育事業について】	671-4469
----------------	----------

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長  
保育・教育人材課長

## 緊急事態宣言の発出に伴う保育所等\*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。神奈川県知事からは、「県民の外出の自粛」が要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますのでご安心ください。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「保育意向確認カード」を園に提出してください。

なお、その際の利用料等については、以下のとおりの取扱いをしますので、よろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

### 1 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月8日から5月6日であることから、この期間中に登園をしなかった園児の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせします。

### 2 給食について

期間中についても原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合でも、おやつ、延長保育での食事提供は各園で対応します。

※給食を提供しない場合の給食費の取り扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

### 3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

感染症対策のため通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

【園児の預かりについて】 671-3564

【利用料について】 671-2709 (4/20～)671-0255

【延長保育について】 671-4464 (4/20～)671-3564

保育・教育人材課

【給食について】 671-2397

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

**緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード**

緊急事態宣言を受け、園での保育の体制を整えるために、登園の意向を確認させていただきます。

園名 \_\_\_\_\_

園児名 : \_\_\_\_\_ クラス : \_\_\_\_\_

保護者名 : \_\_\_\_\_

**1 緊急事態宣言発令中の登園予定**

- 4月9日～5月6日、全日の登園を控えます。
- 登園を予定しています。(⇒ 以下の記入をお願いします。)

**<登園を予定している方のみ記入>**

○保護者の状況の確認

確認項目	父	母
勤務等の状況	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等 (家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等 (家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
勤務日等	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等 (曜日 : )	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等 (曜日 : )
保育必要時間	平日 : ~ : 、平日以外 : ~ :	

○緊急連絡先

(1) 名前 : 子どもとの関係 : 連絡先 :	(2) 名前 : 子どもとの関係 : 連絡先 :
--------------------------------	--------------------------------

令和2年 月 日

署名 : \_\_\_\_\_

登園を予定されている場合は、裏面の「登園状況確認表」の登園予定日に○をつけてください。

## 登園状況確認表

期間中の園児の登園状況が把握できるよう、「利用予定」欄には登園予定日を**保護者が記入**、

「登園日」欄には登園した日を**各園が記入**してください。

4月	日	月	火	水	木	金	土
					8日	9日	10日
利用予定							
登園日							
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
利用予定							
登園日							
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
利用予定							
登園日							
	26日	27日	28日	29日	30日		
利用予定							
登園日							

5月	日	月	火	水	木	金	土	
							1日	2日
利用予定								
登園日								
	3日	4日	5日	6日				
利用予定								
登園日								

次育第 1076 号  
令和 2 年 4 月 7 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための緊急事態宣言への対応について

本県の保育行政の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、令和 2 年 4 月 7 日付けで、政府から新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

本県における対応は別紙のとおりとしますので、各市町村におかれましては、保育所等へ周知するとともに、別紙記載の対応をお願い致します。

問合せ先

(別紙 1, 2(1)～(3), 2(5)～(7), 3～5)

保育・待機児童対策グループ

電話 045 (210) 4663

(上記以外)

子育て支援人材グループ

電話 045 (210) 4687

別紙

## 1. 基本的考え方

別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」（以下「実施方針」という。）のとおり、県では、令和2年4月7日から同年5月6日までの間、神奈川県全域において、**県民の外出の自粛を要請することとしました。**

一方で、実施方針では、県民の日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意の上、緊急事態措置の期間中も継続を要請することとしており、保育所等については、別添のとおり、引き続き事業の継続を求めることとなりました。

そのため、**県内の保育所等については、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いいたします。**

なお、今後、外出自粛要請の効果を見極めた上、必要と判断された場合は、法に基づく使用制限が行われる可能性もありますのでご承知おきください。

## 2. 本通知の対象となる施設・事業について

本通知の対象となる施設・事業は、以下のとおりです。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園（2・3号認定児）
- (3) 地域型保育事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) 認可外保育施設
- (6) 病児保育事業
- (7) 一時預かり事業（幼稚園型）
- (8) 子育て援助活動支援事業
- (9) 子育て短期支援事業

※ 上記施設・事業は、新型インフルエンザ特別措置法施行令第11条に定める「学校、保育所その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設」に該当する施設・事業を記載しています。

## 3. 期間 令和2年4月7日（火）～5月6日（水）

## 4. 対象となる区域 神奈川県全域

## 5. 対応状況の報告

市町村における対応状況を別添調査票によりご報告ください。

期限 令和2年4月8日（水）

## 参考

### <新型インフルエンザ特別措置法第 45 条第 2 項>

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、**新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興業法（昭和 23 年法律第 37 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物の開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限もしくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。**

### <神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画>

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、**保育所等**（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、**期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。**

### <新型インフルエンザ特別措置法施行令第 11 条>

法第 45 条第 2 項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第 3 号から第 13 号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。

- 1 学校（第 3 号に掲げるものを除く。）
- 2 **保育所**、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 3 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程を除く。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設  
(以下、略)

事務連絡  
令和2年4月7日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 保育主管部（局）  
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

#### 緊急事態宣言後の保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：[hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

（認可外保育施設について）

厚生労働省総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：[ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## 緊急事態宣言後の保育所等の対応について

(令和2年4月7日時点)

本日、緊急事態宣言が発出されたところであるが、保育所等における対応について、以下のとおりお示しする。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村における対応については、1を参照いただきたい。それ以外の地域における対応については、2を参照いただきたい。

(保育所について)

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市区町村においては、以下のとおりの対応をお願いする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項及び第2項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられるが、その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたい。

- (1) 都道府県知事から保育所の使用の制限等が要請されていない場合には、保育の提供を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。

また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討いただきたい。

- (2) 都道府県知事から施設管理者等に対して保育所の使用の制限等が要請さ

れた場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき保育所を休園する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。

- (3) 代替措置を含む保育の提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された区域以外の市区町村においては、これまで事務連絡等でお示ししているとおり、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。

- (1) 保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。
- (2) 一方、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討することとしている。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。
- (3) さらに、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」（令和2年3月5日付け事務連絡）において、保育士等が不足しやむを得ない場合に、仕事を休んで家にいる保護者に、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられることとしている。
- (4) また、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」（令和2年4月1日付け事務連絡）において、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、保育の提供を縮小して実施すること、あるいは、臨時休園を検討することとしている。

(放課後児童クラブ等について)

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号で指定された都道府県内の市区町村においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項及び第 2 項に基づき、都道府県知事が、住民に対して外出しないことや、施設管理者等に対して学校等の使用の制限等を要請することが考えられる。その際、市区町村が行う対応としては、以下が考えられる。

(1) 都道府県知事から放課後児童クラブの使用の制限等が要請されていない場合には、規模を縮小して実施することを検討する。この場合には、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、通所を控えるようお願いすることなどが考えられる。その際にも、必要な者に預かりが提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。

また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業を検討すること。この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いただきたい。

(2) 都道府県知事から施設管理者等に対して放課後児童クラブの使用の制限等が要請された場合には、その要請を踏まえた対応が必要になる。要請に基づき放課後児童クラブを臨時休業する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、都道府県とも相談の上、検討いただきたい。

(3) 規模を縮小して開所する場合には、感染の予防に留意するとともに、必要に応じて教育委員会等との連携を積極的に図り、学校施設の活用や人的体制の確保等に努めること。

(4) 代替措置を含む預かりの提供にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づく対策を行う等、感染の予防に留意すること。

2. これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号で指定された区域以外の市区町村においては、事務連絡等でお示ししているとおりに、以下のとおりの対応を引き続きお願いしたい。

(1) 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている。

(2) 一方、「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）」（令和 2 年 3 月 24 日付け子発 0324 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「3 月 24 日付け局長通知」という。）等に基づき、放課後児童クラブの子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休業を検討することとしている。その場合にも、子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いしている。

(3) さらに、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（第二報）」（令和 2 年 4 月 1 日付け事務連絡）において、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられること、「感染拡大警戒地域」であって、学校の一斉臨時休業を行う地域においては、地域の感染状況を踏まえつつ、規模を縮小して実施すること、あるいは、臨時休業を検討することとしている。